

人口のうごき

	(2月1日現在)	推計)	
	本 月	前月比)	
男	36,363	1 増	
女	33,995	21 減	
計	70,358	20 減	
世帯数	24,223	41 減	

こま

広報

こまえ

発行 東京都狛江市
狛江市和泉1585
〒182 ☎480-1181
編集 総務部企画広報課

昭和52年 3月1日 248号

道路はみんなのもの

死亡事故ゼロだが....



道路は訴える→

マナー守り譲り合って使いましょう

人は歩道、車は車道、商品は店内

最近の警察庁の発表により、交通事故による死者は、大幅に少なくなっているようです。狛江市内でも、昨年一昨年に比べて減っています。しかし、事故件数、負傷者はともに昨年は、増えています。

死者ゼロは道路環境の整備とか、歩行マナー、運転マナーの向上など、交通安全思想の徹底などが、この好転の理由としてあげられているようです。はたして、わたしたちの狛江市ではどうでしょうか。

児童生徒の歩行マナー、運転マナーは、たしかに数年前と比較してみますと、良くなってきたといえますが、いわゆる「道路マナー」はまだまだ問題点があるようです。

道路——これは、市民みんなの共通の生活の場でもあります。狛江市の場合は、いわゆる「生活道路」の幅は狭く、曲折の多いのが現状です。市では、市道の舗装、拡幅をはじめ、歩道の分離、ガードレールの設置など、道路環境の整備に、従来からいろいろと進めて来ています。

しかし、みんなの生活の場でもある道路で、しばしば、次のような光景がみられます。

道路に所狭ましと置かれた通勤・通学用の自転車のわきを、体をこごませて通り抜けていく登校の児童生徒たち——。

商店街では、道までせり出した商品、そこに立ち寄る買い物客で、歩道は占用され、ガードレールを越えて、う回して先を急ぐ人々——。

路肩に乗り上げて駐車している乗用車——。

道路にはみだしたり、道路スレスレに並べられている、自動販売機など——。

増築や新築の工事の際に、道路に積み上げられている建築資材の山——。

狭い道で、自宅のゴミを持ち出しているたき火——。

道でのキャッチボールや遊び——。

道路に自転車をとめて、長時間の買物や立ち話——。

せっかく作られたガードレールの外側を歩いたり、近くにある横断歩道を渡らずに、危険の多い車道の横断——。

まだまだ好ましくない「道路マナー」は、随所に見ることが出来ます。

「道路はみんなのもの、正しく譲り合って使いましょう」という、平明な大原則を、もう一度、ここで市民のみなさん一人一人に考え直していただきたいのです。

自分の生活態度が、知らず知らずのうちに、他の人々の生活に迷惑をおよぼしていることもよくあることです。

一人一人のちょっとした心がけで、わたしたちの狛江市は、もっともっと住みよくしていくことができるのではないのでしょうか——。



日曜の指定水道工事店当番
▽栗山設備(四八九) 八八〇
五 〇三三 〇三三 〇三三 〇三三
八〇 〇三三 〇三三 〇三三
今月の休日診療 〇六日 近
藤医院 寛東四五〇 〇六日 近
野沢医院 猪方六〇六 診療受
け付け時間は午前九時から十一
引率は須田邦男氏。雨天順延。

老後のために国民年金

二十歳になったら加入を

国民年金は、二十歳から六十歳まで掛け金を納め、六十五歳から年金を受けるしくみになっています。加入しなければならぬ方は、厚生年金などの公的年金に加入していない二十歳から六十歳までの日本人で、国内に住所を有する方です。ただしサラリーマンの奥さん、昼間部の大学生は希望すれば国民年金に加入することが出来ます。

狛江市民憲章

豊かな自然に恵まれ、多摩川の流れとともに歩みつづけてきた狛江は、「水と緑の住宅都市」を目指しています。私たちは、狛江市を心から愛し、誇りと責任をもち、互いに手をたずさえ、人間味豊かな市民社会をつくりあげることを誓い、この憲章を定めます。

一、互いに信じ、助けあい、連帯のあるまちをつくりまします。

二、自然を大切にし、公害のないまちをつくりまします。

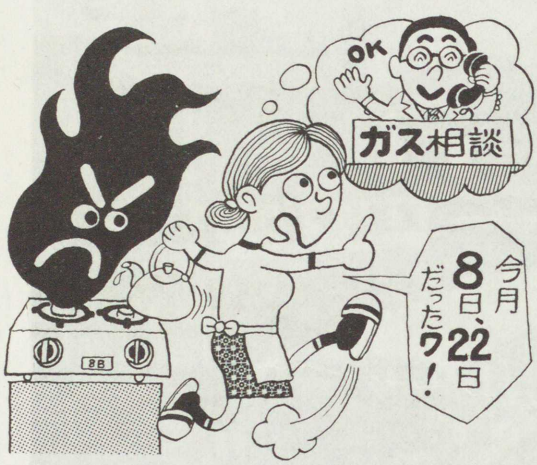
三、社会のきまりを守り、秩序あるまちをつくりまします。

四、健康で働くことに喜びをもち、活力あるまちをつくりまします。

五、教養を高め、文化が芽ばえ育つまちをつくりまします。

ガスの相談応じます

電話相談と併設



市では、東京ガス世田谷営業所と協力して、ガスに関する相談の窓口を、開設します。ガスの新設、転入や転出に伴う熱量

が亡くなった場合には、母子年金などが受けられますし、そのほかに遺児年金もあります。若いころから国民年金の掛け

時い合わせは市役所市史編さん室へ。

老人ハイキング 狛江歩タックラフでは、三月十四日(月)に国鉄八高線毛呂駅から大高取山を越えて越生梅林まで七キロを歩きます。問い合わせは三好正男(四八八-三八二五) 昼間の連絡は多賀義重(四八九-一六八〇三) 鈴木茂子(四八〇-一八五四) へ。

婦人のガン検診 婦人学習グループ連合協議会ではつぎのとおりガン検診を実施します。

〔日時〕三月十九日(土)、四月二日(土) 午前十時から〔会場〕御茶の水香雲堂病院〔費用〕二千三百円(持物)ハ



吉岡金四郎



ください。兼題は、春光、草餅講師は平田拾穂先生。会では自選句集「多摩の韻」を発行しました。ご希望の方には有償でお譲りします。問い合わせは北川白峯(四八九-二四二二) へ。

着付けの勉強会 着物着付け研究会では、毎週金曜午後一時三十分から福祉会館講義室(二階)で、講師を招いて一人着られる着付けの勉強会をしています。会費は月額千五百円。問い合わせは内藤(四八〇-一八七二七) か尾関(四八九-七九二七) へ。

早朝スケートを楽しむ会 狛江市スケート愛好会では、三月六日(日) 午前七時から十時まで向ヶ丘遊園スケートリンク(現地集合、解散)で早朝スケートをを楽しむ会を行います。初心者指導、フォークダンスなども行います。費用は滑走料大人三百五十円、小学生以下二百三十円、貸靴料百二十円です。〔注意〕①小学生以下は大人が引率②手袋、帽子、スラックス着用③貸靴の場合は厚目の靴下を用意。問い合わせは中村哲夫(四八九-八五八八) へ。

糸栄会会員募集 長唄の初心者集ります。毎週月曜日午後一時三十分から野川地域センターで練習しています。ご希望の方は吉田のり子(四八〇-一五八五〇) へ。

小さな温故知新

市内の道路わきにある馬頭さんや道祖神などのいしに小さなものが立てられているのがみられます。これは、調布地区交通安全協会、管内の交通事故が少しでも減少するようにと、数年前から始められたものです。

一つにはこのような古い小文化財が開発のためにいつの間にか失われて行く歯止めとなると、このためだとは申しません。け

所得税・事業税の申告は15日までに

相談



(480) 二二八一

◆市長と話す日 2日(水) 午前10時〜午後3時
◆法律相談 3日(木) 10日(木) 14日(月) 17日(木) 24日(木) 28日(月) 午前9時〜正午
◆交通事故相談 1日(火) 15日(火) 午後1時〜4時

◆人権身の上相談 17日(木) 午後1時〜4時
◆行政相談 18日(金) 午後1時〜4時
◆高齢者無料職業紹介所出張相談 8日(火) 22日(火) 午後1時30分〜3時。受け付けは厚生課です。
◆更生保護相談 16日(水) 午前10時〜午後3時。以上いずれも市民相談室で。

◆心配ごと相談 毎週木曜日午後1時〜3時。福祉会館。
◆ろうあ者相談 12日(土) 26日(土) 午前9時〜正午。福祉事務所。当日は手話通訳者がつきます。
◆母子相談 金曜日を除く毎日(週5日) 午前9時〜正午。福祉事務所。
◆電話・ガス相談コーナー 8日(火) 22日(火) 午後1時〜4時。市民課窓口待合室。

児童館だより



(489) 五五一四

◆人形劇公演 13日(日) 午後2時。「長靴をはいた猫」他。幼児(父兄同伴) 小学生。出演は人形劇団ぱべつと。

◆絵画教室 19日(土) 午後2時。ダンボールで凹凸を描こう。小学生25名で絵の具持参。申込み18日まで費用無料。指導は細川ふみよ氏。

◆ゲーム大会 26日(土) 午後2時。楽しいゲームがいっぱい。小学生集まれ!

◆子ども映画会 27日(日) 午前10時30分、午後2時の二回。「サイボーグ009」

◆母親講座 11日(金) 午前10時30分〜正午。幼児の体力遊びについて。講師は日本児童遊戯研究所副所長 丸茂則和氏。

◆幼児のつどい 毎週金曜日午前10時30分〜11時30分。小さいお子さんなら誰でも自由に参加できます。なお、今月は18日で終了します。

福祉会館だより



(480) 三三〇一

〔老人対象〕

を



件を裁判にかけてくれない。それでどうも納得できないというようなときは、檢察審査会に申し出て下さい。檢察審査会では民間人の中からくじで選ばれた代表十一名の審査員が、その事件をよく調査し、檢察官が裁判にかけなかった処分が正しいか

れます。檢察審査会は、このようにに檢察官の仕事に国民のありのままの声を反映させ、これを明くる、正しくしようとする目的から設けられたものです。

なお、詳しくは八王子檢察審査会事務局（〇四二六―四二一五一九五）へ。

件を裁判にかけてくれない。それでどうも納得できないというようなときは、檢察審査会に申し出て下さい。檢察審査会では民間人の中からくじで選ばれた代表十一名の審査員が、その事件をよく調査し、檢察官が裁判にかけなかった処分が正しいか

れます。檢察審査会は、このようにに檢察官の仕事に国民のありのままの声を反映させ、これを明くる、正しくしようとする目的から設けられたものです。

なお、詳しくは八王子檢察審査会事務局（〇四二六―四二一五一九五）へ。

あっ！お母さん カギかけたの、頼んだの

(28店舗)で実施します。

1日から春の防犯運動



戸締り 隣家に 厳重に ひと声

春の防犯運動が三月一日(火)から十日(木)まで行われています。カギのかけ忘れや、カギのない窓や表出入口から、昼間の午後には堂々と侵入してきます。今回は、あき巢の被害防止に重点を置いて運動を進めてゆきます。

調布警察署管内では、昨年一年間に四百八十九件のあき巢事件があり、一日当り一・三三件も発生しました。被害に遭うのはほとんどがアパートで、全体の約七十%、三百四十四件にも

あき巢追放に重点

調布警察署では、防犯運動の一環として次のとおり、あき巢追放市民の集いを行います。

〔日時〕三月二日(水) 午後二時から四時まで(場所)福祉会館ホール(内容)警視庁音楽隊演奏、踊り、腹話術、その他参加主婦代表によるあき巢追放宣言も行います。先着五百名の方にガードプレートを進呈。どなたでもお気軽にごらん下さい

菓子製造日先付け 毛100%—実は35%

表示制度確立を

消費者コーナー

私たち消費者にとって、表示がいかに必要であるかはもう言うまでもありません。しかし、消費者センターなどに寄せられる苦情の多くは、これら表示に関することが多いのです。食品では、洋菓子の製造年月日の先付け、観光みやげ品の保証期間が十か月も経過している。繊維製品では、毛一〇〇%のブラウスを染めに出したら、まだらになってしまった。鑑別試験の結果ではアクリル六十五%、毛三十五%だった。サイズ表示でも十二か月用ベビートシャツに標準八か月の乳児の頭が入らない

消費者行政に 意見や要望を モニター募集

市では、五十二年度消費生活モニターを募集します。この消費生活モニター制度は、市の消費者行政に対する要望や意見な

どを、市民の婦人層から伺い、行政に反映させるため設けたものです。

〔募集人員〕十五名。
〔資格〕市内に居住する二十歳(五十二年四月一日現在)以上の婦人。
〔仕事の内容〕年五回程度の市から送付するアンケートに回答していただくほか、勉強会、施設見学会などの参加、日常の消費生活に関する情報、要望などを随時報告していただきます
〔謝礼〕年額八千円。
〔申し込み〕産業経済課にある申し込み書に必要事項を記入し、三月十日(木)までに申し込んで下さい。

固定資産課税台帳縦覧

3月1日～22日

固定資産課税台帳は三月一日(火)から二十二日(火)まで(土曜日は正午まで、日曜日・祝日は除く)課税課の窓口で縦覧できます。

縦覧のできる人は、五十二年一月一日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している本人、もしくはその関係者です。それ以外の人が縦覧する場合は所有者の委任状を必ず持参して下さい。なお縦覧する場合には印鑑が必要です。

とくに、五十一年度中に土地家屋の売買や、相続・贈与、家屋の新増築、土地の分・合筆などを行った人は、台帳が正しくなっているかどうか、確認して下さい。

この台帳は、昭和五十二年度の固定資産税・都市計画税の課税の根拠となるものです。詳細は、課税課固定資産税係へ問い合わせ下さい。

ゴミ問題勉強会

消費者友の会

私たちの暮らしと切っても切り離すことのできないものに、「ゴミ」があります。ゴミは余りにも簡単に考えがちですが、市や都においては深刻な問題となっています。消費者友の会では、そのゴミ問題をとりあげました。ご近所お誘いあわせのうえご参加下さい。

〔テーマ〕これからの市民生活とゴミ問題(講師)早稲田大学助教授寄本勝美先生(日時)三月七日(月) 午前十時～正午

〔場所〕福祉会館五階第六会議室。問い合わせは木村さん(四八九一三九四四)へ。

献血にご協力ください

都内では、毎日二千本もの血液が手術などで使用されていて事故など緊急時に必要とする輸血用血液は他府県から供給を受けている状況です。

東京都赤十字血液センターでは、毎月十日(調布駅北口)二十五日(調布公民館前)に献血を行っておりますので、ご協力をお願いします。

3月し尿くみ取りの作業日程

地区割	収	集	日
第1地区	1日(火)	2日(水)	3日(木) 4日(金) 5日(土)
第2地区	7日(月)	8日(火)	9日(水) 10日(木) 11日(金)
第3地区	12日(土)	14日(月)	15日(火) 16日(水) 17日(木)
第4地区	18日(金)	19日(土)	22日(火) 23日(水) 24日(木)
第5地区	25日(金)	26日(土)	28日(月) 29日(火) 30日(水)

3月不燃物の収集作業日程

(和泉地区)

収集日	1回目	2回目	収集日	1回目	2回目
地区			地区		
A	毎週月曜日		F	第1土曜日 5日	第3土曜日 19日
B	毎週火曜日		G	第2水曜日 9日	第4水曜日 23日
C	第1水曜日 2日	第3水曜日 16日	H	第2木曜日 10日	第4木曜日 24日
D	第1木曜日 3日	第3木曜日 17日	I	第2金曜日 11日	第4金曜日 25日
E	第1金曜日 4日	第3金曜日 18日	J	第2土曜日 12日	第4土曜日 26日

(和泉地区以外)

収集日	1回目	2回目	収集日	1回目	2回目
地区			地区		
1	第1月曜日 7日	第3月曜日 21日	7	第2月曜日 14日	第4月曜日 28日
2	第1火曜日 1日	第3火曜日 15日	8	第2火曜日 8日	第4火曜日 22日
3	第1水曜日 2日	第3水曜日 16日	9	第2水曜日 9日	第4水曜日 23日
4	第1木曜日 3日	第3木曜日 17日	10	第2木曜日 10日	第4木曜日 24日
5	第1金曜日 4日	第3金曜日 18日	11	第2金曜日 11日	第4金曜日 25日
6	第1土曜日 5日	第3土曜日 19日	12	第2土曜日 12日	第4土曜日 26日

21日の生ごみ・し尿収集は休みます。なお、不燃物収集予定地区は行います。ごみ置場には燃えるものと、燃えないものを分けて置いて下さい。